

# 安城市シティプロモーション推進支援業務に係る公募型プロポーザル実施要領

## 1 業務の概要

- (1) 業務名  
安城市シティプロモーション推進支援業務
- (2) 業務場所  
安城市内
- (3) 業務内容  
別紙「安城市シティプロモーション推進支援業務仕様書」のとおり
- (4) 業務期間  
契約締結日の翌日から令和8年3月27日（金）まで
- (5) 提案上限額  
10,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

## 2 参加資格条件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 公告日から契約締結日までに、安城市から入札参加停止措置を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 破産法、会社更生法、民事再生法による手続きを行っていないこと。
- (4) 次の国税及び県税、市税（提案者の事業所の所在が安城市の場合）が未納でないこと。

### ア 国税

#### (ア) 法人

法人税、消費税及び地方消費税

#### (イ) 個人

申告所得税、消費税及び地方消費税

### イ 県税

#### (ア) 法人

法人県民税及び法人事業税（特別法人事業税及び地方法人特別税を含む。）及び自動車税種別割

#### (イ) 個人

個人事業税及び自動車税種別割

- (5) 過去5年間（令和2年度～令和6年度）に官公庁が発注するシティプロモーションを目的とした情報発信・分析業務、ならびに職員への支援業務を、元請けとして履行した実績があること。
- (6) 公告の日から審査実施日までの間において、「安城市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年3月30日付安城市長・愛知県安城警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

### 3 日程等

- |                     |                   |
|---------------------|-------------------|
| (1) 公告日             | 令和7年6月13日(金)      |
| (2) 質問受付期限          | 令和7年6月20日(金) 午後5時 |
| (3) 質問の回答           | 令和7年6月25日(水)      |
| (4) 参加資格確認書提出期限     | 令和7年6月26日(木) 午後5時 |
| (5) 参加資格確認結果の通知     | 令和7年7月1日(火)       |
| (6) 企画提案書提出期限       | 令和7年7月10日(木) 午後5時 |
| (7) 一次審査(書類審査)      | 令和7年7月15日(火)      |
| (8) 一次審査の結果通知       | 令和7年7月18日(金)      |
| (9) 二次審査(プレゼンテーション) | 令和7年7月25日(金)      |
| (10) 優先交渉権者の決定      | 令和7年8月1日(金)       |
| (11) 契約締結           | 令和7年8月上旬          |

※日程については、予定であり、本市の都合により変更する場合があります。

### 4 業務及び本プロポーザルに関する質問及び回答

#### (1) 提出方法

ア 質問書(様式5)を「14 問合せ・提出先」に記載のメールアドレスあてにメールで提出し、到達確認を電話で行うこと。

イ 件名は「【質問者名を記入】安城市シティプロモーション推進支援業務質問書」とすること。

#### (2) 提出期限

令和7年6月20日(金) 午後5時まで

#### (3) 回答方法

令和7年6月25日(水)までに、本市公式ウェブサイト(本実施要領が記載されているページ)にて公表します。

### 5 参加資格確認書の提出

#### (1) 書類提出方法

参加資格確認書((3)提出書類アからエ)を「14 問合せ・提出先」まで持参又は郵送してください。なお、持参、郵送における取扱いは以下のとおりです。

##### ア 持参の場合

持参する旨、事前に問合せ先に電話連絡をしてください。

##### イ 郵送の場合

書留郵便又は配達証明付(提出期限までに必着)に限ります。なお、送付した旨の連絡を問合せ先に電話連絡をしてください。

#### (2) 提出期限

令和7年6月26日(木) 午後5時まで

#### (3) 提出書類

提出書類は以下のとおりです。紙面で1部作成してください。

- ア 参加表明書（様式 1）
- イ 会社概要（様式 2）
- ウ 業務実績調書（様式 3）
- エ 本市の入札参加資格を有していない者は、合わせて以下の書類を提出すること。
  - a 法人の場合
    - （a）履歴事項全部証明書
    - （b）各納税証明書
  - b 個人の場合
    - （a）身分証明書
    - （b）登記されていないことの証明書
    - （c）各納税証明書

## 6 参加資格確認の通知

- （1）参加資格の内容  
参加者からの提出書類により、参加資格の有無を確認します。
- （2）参加資格確認の通知方法  
参加資格確認の結果について、参加者全員にメールで通知します。
- （3）参加資格確認の通知日  
令和 7 年 7 月 1 日（火）午後

## 7 企画提案書の提出

- （1）書類提出方法  
企画提案書を作成し、「1 4 問合せ・提出先」まで持参又は郵送してください。なお、持参、郵送における取扱いは以下のとおりです。
  - ア 持参の場合  
持参する旨、事前に「1 4 問合せ・提出先」に電話連絡をしてください。
  - イ 郵送の場合  
書留郵便又は配達証明付（提出期限までに必着）に限ります。なお、送付した旨の連絡を「1 4 問合せ・提出先」に電話連絡をしてください。なお、郵送時の事故等により、提出期限までに届かない場合、本市はその責を負いません。
- （2）提出期限  
令和 7 年 7 月 1 0 日（木）午後 5 時まで
- （3）提出書類  
提出書類は以下のとおりです。
  - ア 企画提案書
  - イ 見積書及び見積内訳書  
企画提案書は紙面で原本 1 部とそのカラーコピー 7 部の計 8 部（長辺 2 点をホチキス止め）、見積書（様式 4）及び見積内訳書は各 1 部を紙面で提出し、電子データで一式提出してください。なお、データにつきましては DVD-R 等のメディアに格納し提出してください。

い。メディアについては返却いたしません。

## 8 企画提案書の内容

### (1) 様式

ア 企画提案書の表紙には所在地、商号又は名称、代表者氏名、電話番号を明記すること。

イ A4判長辺綴じ15ページ以内（表紙及び目次はページ数に含めない）で、両面印刷にて作成すること。

ウ 図表以外の文字サイズは11ポイント以上とすること。ただし、注記については11ポイント未満の使用を認める。

### (2) 提案内容

企画提案書に記載する項目は以下のとおりとし、別紙「安城市シティプロモーション推進支援業務審査要領（以下、「審査要領」という。）」及び「安城市シティプロモーション推進支援業務仕様書（以下、「仕様書」という。）」を踏まえて作成すること。

なお、専門用語をできるだけ避け、理解できる内容とすること。やむを得ず専門用語や略語を使用する場合は、説明書きを付すこと。また、写真、挿絵、図面等を有効に使い、視覚的に分かりやすい構成とすること。

| 提案書記載項目    |                    | 内容                                                                          |
|------------|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 業務提案<br>内容 | 業務内容及びターゲット層の理解    | 業務の目的や背景、ターゲット層のニーズ・関心を正しく理解し、仕様書の内容に即した効果的な提案がなされているか。                     |
|            | 課題解決力              | 課題を分析し、具体的な解決策を提示しているか。また、その解決策は実現可能で効果的か。                                  |
|            | ターゲティング広告          | ターゲティング広告は配信時期・媒体・クリエイティブの設計が戦略的で、市公式ウェブサイトへの効果的な導線設計がなされているか。              |
|            | 自由提案による発信          | 自由提案はターゲット層に情報が届くものであり、効果の発現・拡散が期待できるとともに、KPIが明確であるか。                       |
|            | 職員への伴走支援体制         | SNSやウェブサイトの運用など情報発信に関する支援等について、具体的な助言・改善提案の方法や職員から相談に対して随時、対応できる体制が示されているか。 |
|            | スキルアップセミナー         | セミナー内容の具体性、SNS初心者への配慮、効果測定やアーカイブ配信等への配慮があるか。                                |
|            | 安城こどもBOOSTERS 拡大支援 | 市民・企業等の参画促進につながる提案内容で、継続性・効果が期待できるか。                                        |

|      |      |                                       |
|------|------|---------------------------------------|
| 業務体制 | 事業者  | 提案内容を的確かつ迅速に実施できる人員・組織体制であるか。         |
|      | 主担当者 | 類似業務の経験と知見を有し、本業務において専門性を発揮できる人材であるか。 |

### (3) 見積書及び見積内訳書

安城市シティプロモーション推進支援業務に要する費用の総額を見積書（様式4）に記載すること。見積書には代表者印を押印すること。また、見積書の金額の内訳を見積内訳書（様式任意）に記載し、添付すること。

※ 採用後は、企画提案書の内容の協議により、改めて見積書を提出していただく場合があります。

## 9 優先交渉権者の決定に係る審査

### (1) 審査の実施体制、審査対象、評価基準及び配点、審査方法等

優先交渉権者の決定に係る審査の実施体制等については、別添審査要領に記載のとおりです。

### (2) 一次審査（書類審査）

応募者が4者を超える場合、書類審査を実施し、上位4者を二次審査（プレゼンテーション審査）対象として選定します。

#### ア 実施日

令和7年7月15日（火）

#### イ 審査の実施方法

審査要領のとおりです。

#### ウ 審査結果

- a 上位4者を二次審査（プレゼンテーション審査）対象として選定します。
- b 審査結果を提案者に個別にメールで通知します。
- c 審査結果についての異議申し立てはできません。

#### エ 審査結果の通知日

令和7年7月18日（金）

### (3) 二次審査（プレゼンテーション審査）

#### ア 実施日

令和7年7月25日（金）

#### イ 場所

安城市役所

※審査時間、具体的な場所については別途通知します。

#### ウ 審査の実施方法

審査要領のとおりです。

#### エ 審査結果

- a 選定委員会の選定を受けて、最も優秀な提案者を優先交渉権者として決定します。
- b 優先交渉権者の決定後、審査結果を提案者に個別にメールで通知します。
- c 審査結果のメール通知後、インターネットで結果を公表します。
- d 審査結果についての異議申し立てはできません。

キ 審査結果の通知日

令和7年8月1日（金）

## 10 失格の条件

以下の条件に該当する場合は失格になることがあります。

- (1) 参加表明書等に不備、不足があった場合
- (2) 企画提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (3) 企画提案書に虚偽内容が記載されている場合
- (4) 企画提案書作成のための仕様書等に示された条件に適合しない場合
- (5) 審査の公平性を害する行為を行った場合
- (6) 企画提案にあたり著しく信義に反する行為が認められる場合
- (7) 見積金額に消費税及び地方消費税を含めた金額が提案上限額を上回った場合
- (8) 二次審査（プレゼンテーション審査）に参加しなかった場合
- (9) その他選定委員会において不適当と認められた場合

## 11 優先交渉権者決定の取り消し

前項に規定する、失格の条件にあてはまる場合は、決定を取り消すことがあります。

## 12 契約の締結

- (1) 選定委員会が選定した優先交渉権者と本市が協議し、委託契約に係る仕様を確定させた上で契約を締結します。仕様書の内容は提案された内容を基本としますが、優先交渉権者と市との協議により最終的に決定します。
- (2) 契約金額は、協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴収し決定します。なお、見積金額は委託上限額を超えないものとします。
- (3) 優先交渉権者と市との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、審査結果において次順位の優秀提案者と協議を行うこととします。

## 13 その他

- (1) 企画提案書等作成に要する費用等、今回の応募に係る一切の費用は参加者負担とします。
- (2) 提出された書類及び電子データは返却しないものとします。
- (3) 誤字等を除き、提出後の企画提案書の追加、変更、差替え及び再提出は認めません。
- (4) 著作権の取り扱い

ア 決定した業者の企画提案書に係る著作権は、安城市に帰属します。ただし、契約締結前にあつては提案者に帰属します。

イ 決定されなかった業者の企画提案書に係る著作権は、提案者に帰属します。

- (5) 審査結果についての異議申し立ては受けないこととします。
- (6) 当該プロポーザル実施についての説明会は行わないものとします。
- (7) 参加申込後に本プロポーザルへの参加を辞退したい場合は、辞退届（任意様式）を持参又は郵送で提出してください。辞退しても、それを理由として今後の業務において不利益な取扱いを受けることはありません。

#### 14 問合せ・提出先

安城市役所企画部企画政策課企画政策係 担当 稲垣

住 所 〒446-8501 安城市桜町18番23号

電 話 0566-71-2204（直通）

FAX 0566-76-1112

E-mail kikaku@city.anjo.lg.jp